

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年1月10日(2013.1.10)

【公開番号】特開2011-120656(P2011-120656A)

【公開日】平成23年6月23日(2011.6.23)

【年通号数】公開・登録公報2011-025

【出願番号】特願2009-278948(P2009-278948)

【国際特許分類】

A 6 1 B 3/10 (2006.01)

A 6 1 B 3/14 (2006.01)

A 6 1 B 3/12 (2006.01)

G 0 6 T 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 3/10 R

A 6 1 B 3/14 M

A 6 1 B 3/12 E

G 0 6 T 1/00 2 0 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月16日(2012.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記判断手段は、

前記眼部を構成する網膜色素上皮層の歪みがなく、かつ、前記白斑及び前記囊胞がないと判定された場合に、第1の状態であると判断し、

前記眼部を構成する網膜色素上皮層の歪みがある、または、前記囊胞はないが前記白斑はあると判定された場合に、第2の状態であると判断し、

前記囊胞があると判定された場合に、第3の状態であると判断し、

前記検出手段は、

前記判断手段において前記第1の状態であると判断された場合には、前記検出対象として、内境界膜と、神経線維層境界と、網膜色素上皮層境界とを検出し、

前記判断手段において前記第2の状態であると判断された場合には、前記検出対象として、内境界膜と、網膜色素上皮層境界と、前記網膜色素上皮層の歪みがないと仮定した場合の網膜色素上皮層境界と検出し、

前記判断手段において、前記第3の状態であると判断された場合には、前記検出対象として、内境界膜と、網膜色素上皮層境界とを検出することを特徴とする請求項3に記載の画像処理装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

コンピュータを、請求項1乃至9のいずれか1項に記載の画像処理装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

コンピュータを、請求項1乃至9のいずれか1項に記載の画像処理装置の各手段として機能させるためのプログラムを記憶した記憶媒体。